

オープンウォータースイミング競技規則

2026-7-1

公益財団法人 日本水泳連盟

目次

総則

- 第1条 定義(1)
- 第2条 競技役員(2)
- 第3条 スタート(3)
- 第4条 レース(4)
- 第5条 フィニッシュ(5)
- 第6条 チーム競技(6)
- 第7条 3km ノックアウトスプリント(7)
- 第8条 年齢区分規則および出場資格(8)
- 第9条 水着、技術、ウェアラブル機器(10)
- 第10条 競技中の競技者の識別(11)
- 第11条 OWS施設・機器(12)
- 第12条 抗議
- 第13条 その他

附則

※()内の数字は WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION In force as from February 2026 条項

総則

本規則は、世界水泳連盟競技会規程 2026 年 2 月版 (WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION In force as from February 2026) の PART THREE: OPEN WATER SWIMMING RULES (OWS 競技規則) に則り制定した。公益財団法人日本水泳連盟 (JAQUA: Japan Aquatics 以下「本連盟」という) ならびに本連盟の加盟団体 (以下「加盟団体」という) が主催する競技会 (公式競技会) と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会 (公認競技会) を対象として適用される。

なお本規則条項文の末尾記載の () 書きは本連盟競技規制定の根拠とした世界水泳連盟競技会規程条項である。

公式競技会および公認競技会においては、本連盟の「オープンウォータースイミング (OWS) 競技に関する安全対策ガイドライン」に沿った安全対策を講じなければならない。

日本選手権についての競技規則は、原則として世界水泳連盟 (AQUA) の競技規則を適用する。ただし、本連盟の判断により、世界水泳連盟 (AQUA) の競技規則の一部を変更し適用することがある。

競技会固有の環境または条件により、必要に応じて、本連盟のOWS 競技規則 (以下、「競技規則」という) を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。一部ローカルルールを適用する場合は、その詳細を競技会要項に必ず記載する。

第1条 定義 (1)

- 1.1 OWSとは、川、湖、海洋もしくは海峡などで行われる競技と定義する。(1.2)

第2条 競技役員 (2)

- 2.1 競技会を運営・統括するための競技役員として、次の役職と人数を最低限おく。(2.1)
 - 2.1.1 審判長 (チーフ・レフリー) : 各レースにつき1名(2.1.1)
 - 2.1.2 審判員 (レフリー) : 審判員3名に加え、出場者数に応じて追加の審判員を配置し、競技者20名につき少なくとも1名の審判員を配置すること(2.1.2)
 - 2.1.3 計時主任 (チーフ・タイムキーパー) 1名 + 計時員 (タイムキーパー) 2名 (ただし、自動審判機器およびフィニッシュ映像記録が使用されている場合は、計時主任のみを配置する) (2.1.3)
 - 2.1.4 着順審判主任 (チーフ・フィニッシュ・ジャッジ) 1名 + 着順審判員 (フィニッシュ・ジャッジ) 2名(2.1.4)
 - 2.1.5 安全担当員 (セーフティ・オフィサー) 1名(2.1.5)
 - 2.1.6 医事救護員 (メディカル・オフィサー) 1名(2.1.6)
 - 2.1.7 コース担当員 (コース・オフィサー) 1名(2.1.7)
 - 2.1.8 招集員 (クларク・オブ・ザ・コース) 1名(2.1.8)
 - 2.1.9 レース審判員 (レース・ジャッジ) 1名: 距離が10kmを超え、周回コースで行われない競技にかぎり競技者1名につき1名配置する(2.1.9)
 - 2.1.10 折返審判員 (ターン・ジャッジ) : コース転換点 (ターンブイ) ごとに1名(2.1.10)
 - 2.1.11 給水審判員 (フィーディング・プラットフォーム・ジャッジ) : フィー

ディングプラットフォームを使用する場合プラットフォームごとに 1 名配置する。
(2.1.11)

2.1.12 リレージャッジ 1 名 (2.1.12)

2.1.13 出発合図員 (スターター) 1 名 (2.1.13)

2.1.14 通告員 (アナウンサー) 1 名 (2.1.14)

2.1.15 記録員 (レコーダー) 1 名 (2.1.15)

2.1.16 ビデオ判定審判員 (ビデオ・レビュー・ジャッジ) 1 名 (2.1.16)

注：各役職名については、日本語名、もしくは本条文内で () 書きにて併記した World Aquatics 規則に基づくカタカナ表記名のどちらを使用しても構わない。

2.2 競技役員は 2 役を兼務することはできない。ただし、1 つの役割が終了した後に別の役割を行うことは可能とする。また、必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員をおくことができる。(2.2)

2.3 競技規則に別段の定めがないかぎり、各競技役員は自身の役割と責任の範囲内で、他の競技役員 (またはその他の人物) から自律的かつ独立して決定を行う。(2.3)

2.4 競技役員が担当業務内で違反行為を監察した場合、(1) 違反を記録し、(2) 直ちに審判長に通知し、(3) レース終了後できるだけ速やかに署名済みの違反報告書を審判長に提出する。(2.4)

2.5 審判長 (チーフ・レフリー) (2.5)

2.5.1 競技会における審判長は、当該競技会における全ての競技役員に対して完全な指揮権と権限を有し、その配置を承認するとともに、各種目に関連する特別な特徴や規定について指示を与える。審判長はすべての規則および決定を施行し、競技規則において他の者に決定権が委ねられていないかぎり、大会の運営に関するあらゆる事項を決定する。(2.5.1)

2.5.2 審判長は、競技の適正な運営に必要なすべての競技役員が競技期間中、それぞれの配置場所に配置されていることを確認する。審判長は必要に応じて追加の競技役員を任命し、不在、職務遂行不能、または不適格と判断された競技役員を交代させることができる。(2.5.2)

2.5.3 審判長は、競技規則の規則違反の有無を判断する権限を有し、競技に関連する全ての事項を裁定する。(2.5.3)

2.5.4 競技者・競技役員の安全を脅かす危険な状況が存在する場合、審判長は安全担当員や医事救護員と協議した後、競技を中止することができる。(2.5.4)

2.5.5 競技開始時の審判長の役割は、競技規則第 3 条に規定されている。(2.5.5)

2.5.6 審判長が競技者や監督コーチによる規則違反を直接目撃した場合、さらに競技役員から審判長に違反が報告された場合、審判長は当該競技者に違反を宣告するか、失格処分を科すことができる。(2.5.6)

2.5.7 競技規則第 4 条 2 にかかわらず、審判長はレース終了後に失格を宣告することを決定することができる。(2.5.7)

2.5.8 審判長は、レース開始前および終了時に、招集係、記録係、コース担当員、安全担当員から全ての報告を受け、全競技者がいることを確認する。(2.5.8)

2.5.9 審判長は、競技規則第 1 1 条 4 に従い、フィニッシュタイムおよび順位に不一致があった場合に最終判断を裁定する。(2.5.9)

2.5.10 審判長は、競技規則第 2 条 4 に基づき違反を報告した競技役員から、署名済みの違反報告書を受け取る。(2.5.10)

2.5.11 ビデオ審判システムが使用されている場合、審判長はレース終了後にビデオ判定審判員が報告した規則違反を確認・検討し、必要に応じて規則を適用する(2.5.11)

2.6 審判員 (レフリー) (2.6)

2.6.1 競技規則において他の競技役員に責任が割り当てられている場合を除き、任命された審判員は、競技規則の規則違反が発生したかどうかを決定する権限を有する。

- (2.6.1)
- 2.6.2 審判員は、自ら目撃した規則違反について、競技者を失格とすることができる。(2.6.2)
- 2.6.3 審判員は、競技開始前にコース担当員および安全担当員と共にコースを点検する。(2.6.3)
- 2.7 出発合図員 (スターター) (2.7)
- 2.7.1 競技規則第3条に従い、審判長の合図により、競技を開始する。(2.7.1)
- 2.8 計時主任 (チーフ・タイムキーパー) (2.8)
- 2.8.1 競技規則第2条1.3が適用されないかぎり、主任計時員はスタート地点とフィニッシュ地点に少なくとも2名の計時員を配置する。(2.8.1)
- 2.8.2 スタート15分前に、全員の時計が公式競技時計(標準時)を示しているかを確認する。(2.8.2)
- 2.8.3 計時主任は、各計時員から記録された競技者ごとのタイムを収集し、必要に応じて計時員の時計を点検した上で、各競技者の公式タイムを記録する。(2.8.3)
- 2.9 計時員 (タイムキーパー) (2.9)
- 2.9.1 計時員は、割り当てられた競技者の記録を計測する。使用する時計は記憶機能と再生機能を備え、実行委員会が承認した、正確性が証明されたものでなければならない。(2.9.1)
- 2.9.2 計時員はスタート合図で時計を開始し、担当する競技者がフィニッシュした時点(または計時主任の指示がある場合)でのみ時計を停止する。(2.9.2)
- 2.9.3 計時員は、競技者のフィニッシュ後、速やかに割り当てられた競技者の時間を記録し、計時主任に提出する。また計時主任が時計を検査することを許可する。(2.9.3)
- 2.10 着順審判主任 (チーフ・フィニッシュ・ジャッジ) (2.10)
- 2.10.1 10kmを超える距離の競技において、着順審判主任は各レース審判員に担当の競技者伴走船を通知し、レース審判員の職務について指示する。(2.10.1)
- 2.10.2 着順審判主任は、着順審判員に配置を割り当て、レース終了後に着順審判員から署名済みの結果表を回収し、結果を確定する。これらを記録員に直接提出する。(2.10.2)
- 2.10.3 着順審判主任は、競技中に審判員から受けた決定事項を記録し、着順審判員に伝達する。(2.10.3)
- 2.10.4 着順審判主任は、フィニッシュエリア内における競技規則の規則違反について、(1)自ら直接監察したもの、(2)着順審判員が直接監察し着順審判主任に報告したものを記録し、審判長に報告する。(2.10.4)
- 2.11 着順審判員 (フィニッシュ・ジャッジ) (2.11)
- 2.11.1 着順審判員はフィニッシュライン上に配置され、常にフィニッシュ板を明確に視認できる位置にいないといけない。(2.11.1)
- 2.11.2 着順審判員は、各フィニッシュ後に割り当てられた競技者の順位を記録する。着順審判員は同一競技において計時員を兼務してはならない。(2.11.2)
- 2.11.3 着順審判員は、フィニッシュエリア内で自ら目撃した競技規則の規則違反を所定の記録用紙に記録し、その違反を着順審判主任に報告する。(2.11.3)
- 2.12 レース審判員 (レース・ジャッジ) (2.12)
- 2.12.1 各レース審判員は、スタート前に無作為抽選で割り当てられた競技者伴走船(該当する場合)に配置され、担当競技者を常に監察できる状態とする。(2.12.1)
- 2.12.2 各レース審判員は、競技規則が常に遵守されていることを確認し、規則違反があれば書面で記録し、可能なかぎり速やかに審判長に報告する。(2.12.2)
- 2.12.3 各レース審判員は、担当競技者が他の競技者に対して不公平な利点を得たり、スポーツマンシップに反する妨害行為を行っていないことを確認し、状況に応じ

- て、競技規則第4条1.5から1.7に従い、他の競技者との間隔を保つよう競技者に指示する。(2.12.3)
- 2.12.4 レース審判員は、競技規則第4条5.2に基づき審判長が命じた制限時間経過後、競技者に退水を命じる権限を有する。(2.12.4)
- 2.13 折返審判員 (ターン・ジャッジ) (2.13)
- 2.13.1 折返審判員は、競技会要項や競技前の説明会で説明されたとおりに、競技者全員が正しくコースを折返したかを監察する。(2.13.1)
- 2.13.2 折返審判員は、ターンの際の違反行為はすべて記録し、直ちに審判長に違反行為があったことを伝える。(2.13.2)
- 2.13.3 競技終了後、折返審判員は速やかに署名済みの記録用紙を記録員に提出しなければならない。(2.13.3)
- 2.14 給水審判員 (フィーディング・プラットフォーム・ジャッジ) (2.14)
- 2.14.1 給水審判員は、フィーディングプラットフォームにおいて、競技者と競技者の監督コーチが競技規則第4条4のとおり給水を行っているかを監察する。(2.14.1)
- 2.15 リレージャッジ(2.15)
- 2.15.1 リレージャッジは、リレーの引継ぎプラットフォームまたは引継ぎゾーンにおいて、すべての交代が競技規則第6条1.6に従って行われることを監察する。(2.15.1)
- 2.16 安全担当員 (セーフティ・オフィサー) (2.16)
- 2.16.1 安全担当員は、競技の実施に関するすべての安全面について、審判長に対し責任を負う。(2.16.1)
- 2.16.2 安全担当員は、競技前に、コース全体(特にスタート地点・フィニッシュ地点)が安全かつ適切で、障害物がないことを確認する。(2.16.2)
- 2.16.3 安全担当員は、競技を行うのに十分な安全器材、安全艇を確保する責任を負う。(2.16.3)
- 2.16.4 競技開始前に、安全担当員は競技前に競技者に対して、競技の進捗に影響を及ぼすような潮汐や流れを提示する。(2.16.4)
- 2.16.5 安全担当員は、医事救護員と連携し、競技の実施・完了に不適切な状況と判断した場合、審判長に助言するとともに(可能であれば)コース変更または競技運営方法の修正を提案する。(2.16.5)
- 2.16.6 安全担当員は、競技規則第11条2.3に従い、レース中に定期的に水温状況を監視する。(2.16.6)
- 2.17 医事救護員 (メディカル・オフィサー) (2.17)
- 2.17.1 医事救護員は、大会及び競技者に関連する全ての医療面について、審判長に対して責任を負う。(2.17.1)
- 2.17.2 医事救護員は、安全担当員と連携し、競技または試合の実施もしくは完了に適さない状況であると判断した場合、審判長に助言するとともに、(可能な場合)コースの変更または競技・試合の実施方法に関する改善策を提案するものとする。(2.17.2)
- 2.18 コース担当員 (コース・オフィサー) (2.18)
- 2.18.1 コース担当員は、コースの正確な測量について、実行委員会に対して責任を負う。(2.18.1)
- 2.18.2 コース担当員は、スタートエリアとフィニッシュエリアが正しく表示され、全ての設備が正しく設置され、設備が正常に作動していることを確認する。(2.18.2)
- 2.18.3 コース担当員は、競技開始前にコース変更箇所及びターンブイが正しく表示され、全ての折返審判員が所定位置に配置されていることを確認し、審判長に報告する。(2.18.3)
- 2.18.4 コース担当員は、任命された審判員及び安全担当員と共に、競技開始前にコース及び表示を点検する。(2.18.4)

- 2.19 招集員 (クラーク・オブ・ザ・コース) (2.19)
- 2.19.1 招集員は、各競技者が正しい競技番号を表示し、爪が短く整えられており、時計を含むいかなる装飾品も着用していないことを確認する。(2.19.1)
- 2.19.2 招集員は、第1招集時に申告された全てのウェアラブル端末を記録し、競技規則で承認されているかを確認する。(2.19.2)
- 2.19.3 招集員は、競技開始前に全競技者が所定の集合場所に時間どおりに来ていることを確認する。(2.19.3)
- 2.19.4 招集員は、競技者紹介前に全競技者が所定の集合場所に時間どおりに来ていることを記録し、これを審判長に報告する。(2.19.4)
- 2.19.5 招集員は、競技規則第3条2.1に従い、競技開始までの残り時間を競技者および競技役員に通知する。(2.19.5)
- 2.19.6 招集員は、競技者がスタートエリアに置き残した衣類や持ち物を、フィニッシュエリアに安全に移動させ保管する責任を負う。(2.19.6)
- 2.19.7 招集員は、フィニッシュ地点から退水する全競技者が、自身の監督・コーチが不在の場合に備え、健康維持に必要な施設を利用できることを確認する。(2.19.7)
- 2.19.8 招集員は、競技を棄権した、または完泳できなかった競技者について、審判長および記録係に報告する。(2.19.8)
- 2.20 記録員 (レコーダー) (2.20)
- 2.20.1 記録員は、途中棄権とすべての違反事項を文書化し、公式用紙に結果を入力する。また、必要に応じてチーム表彰に関連する記録を管理する(2.20.1)

- 2.21 ビデオ判定審判員 (ビデオ・レビュー・ジャッジ) (2.21)
- 2.21.1 ビデオアシスタントレフェリー (VAR) システムが使用されている場合、ビデオ判定審判員が任命される。(2.21.1)
- 2.21.2 ビデオアシスタントレフェリー (VAR) システムは、審判長が競技規則違反の決定を下すのを補助するために使用される。(2.21.2)
- 2.21.3 3km ノックアウトスプリントにおいては、ビデオ判定審判員はビデオアシスタントレフェリー (VAR) システムを用いて規則違反を監察・記録し、審判長に報告する。(2.21.3)
- 2.21.4 ビデオ判定審判員は、フィニッシュエリアからフィニッシュ板までの全フィニッシュを監察し、競技規則第5条及び第11条1.3に基づく規則違反を記録し、審判長に報告する。(2.21.4)
- 2.21.5 フィニッシュエリア内においてビデオ判定審判員が確認した競技者に違反行為は失格となりうる。(2.21.5)
- 2.21.6 審判長は、レース終了後にビデオ判定審判員から報告された違反事項を確認し、検討する。(2.21.6)

第3条 スタート (3)

- 3.1 スタートの設備 (3.1)
- 3.1.1 OWS 競技においては、実行委員会が競技者を固定スタート台からスタートさせるか、水中からスタートさせるかを決定する (後者の場合、競技者は競技規則第11条2.2に従い、スタート合図と同時に泳ぎ始められる十分な水深が確保されなければならない)。(3.1.1)
- 3.1.2 競技者がスタート台からスタートする場合、審判長 (または指定された競技役員) は抽選により各競技者にスタート台上の位置を割り当てる。(3.1.2)
- 3.1.3 競技者が水中からスタートする場合、スタートラインは水面上の頭上装置または取り外し可能な装備により明確に定義されなければならない。(3.1.3)

3.2 レース開始前 (3.2)

- 3.2.1 招集員は競技者と競技役員にスタートまでの時間を適宜知らせる。スタート5分前からは1分ごとに知らせる。(3.2.1)
- 3.2.2 各レース直前に短いブリーフィングを実施し、レースに出場する全競技者はこれに出席しなければならない。(3.2.2)
 - 3.2.2.1 競技規則第3条2.2に従い、正当な理由なくレース前ブリーフィングへの出席を怠った競技者は、審判長の判断により、失格またはペナルティを科されることがある。(3.2.2.1)
 - 3.2.2.2 競技規則第3条2.2に基づくレース前ブリーフィングに正当な理由なく遅刻した競技者は、審判長の判断によりイエローフラッグが提示される。(3.2.2.2)
- 3.2.3 競技者は、レース前に指定した時間に、最終招集所にADカードを持参し出席しなければならない。(3.2.3)
 - 3.2.3.1 競技規則第3条2.3に従わなかった競技者は、審判長の判断により、当該競技から失格となり、レースへの出場を認められない。(3.2.3.1)
- 3.2.4 男子種目と女子種目は別々にスタートする。ただし下記3項(3.2.4.1~3.2.4.3)に留意すること。
 - 3.2.4.1 競技プログラム及びスケジュールの変更を検討する必要がある場合、実行委員会は、医事救護員および安全担当員からの助言をうけ、競技の開始順序及びスケジュールを決定する。(3.2.4.1)
 - 3.2.4.2 同時開催が決定された場合、競技ごとに別々の審判長を任命し、公式結果と順位は別々のレースとして決定する。(3.2.4.2)
 - 3.2.4.3 各競技の審判長は、任命された医事救護員および安全担当員、実行委員会(またはその代表者)からの助言を考慮し、レースの開始時刻と順序(性別・年齢別を含む)を決定する。(3.2.4.3)
- 3.2.5 OWS競技において、実行委員会が事前に別段の決定をしないかぎり、審判長はエントリー数に基づき男子と女子を同時スタートとするか、別とするかを決定する。男子と女子が同時スタートとなった場合でも、公式結果及び順位は別のレースとして決定される。(3.2.5)

3.3 レースの開始 (3.3)

- 3.3.1 審判長は、緑の旗を垂直に掲げ、笛を数回短く吹くことで、スタートが差し迫っていることを示す。(3.3.1)
- 3.3.2 審判長は、旗をスターターに向けて指さすことで、レースが出発合図員の指示下にあることを示す。(3.3.2)
- 3.3.3 出発合図員は、全競技者が明確に視認できる位置に配置される。(3.3.3)
- 3.3.4 出発合図員の「テイク・ユア・マークス」の合図で、全競技者は直ちにスタート姿勢を取る。スタート台を使用する場合はスタート台の前端に少なくとも片足を接触させなければならない。ただし、スタート台を使用しない場合はスタートライン上に整列しなければならない。(3.3.4)
 - 3.3.4.1 競技開始前(競技規則第3条3.4を含む)において、審判長または出発合図員の指示に従わなかったと審判長が判断した場合、当該競技者にはイエローフラッグが提示され、スタート後可能なかぎり早い段階で、審判長またはその立場にある他の審判員により、水上において(競技規則第4条2.1.1の手順に従い)通知される。(3.3.4.1)
- 3.3.5 出発合図員は、全競技者が準備完了と判断した時点でスタート合図を発する。スタート合図は、聴覚と視覚(白旗使用)の両方に訴えるもので行わなければならない。(3.3.5)
 - 3.3.5.1 審判長の判断により、レースのスタートが全競技者にとって公平なスタートでなかったと判断した場合、レースを再スタートさせることができる。その場合、審判長は全競技者をスタートライン後方またはスタート台に戻し、競技規則第3条3に従って

再スタートさせる。(3.3.5.1)

3.4 審判長の判断により、競技者がスタート時に不公平な利点を得たと判断した場合、当該競技者には競技規則第4条2に従い、イエローフラッグまたはレッドフラッグのいずれかが提示される。(3.4)

3.5 スタート前、競技者伴走船及び安全艇は、いかなる競技者にも干渉しない位置に配置されなければならない。競技者を救助する際、水上艇は後方または側面から接近し、競技者の中を航行・操船したり、その他の方法で競技者に干渉してはならない。医療上の理由で介入が必要な場合は、安全艇がこれを行う。(3.5)

第4条 レース(4)

4.1 競技の実施:(4.1)

4.1.1 すべてのOWS競技は自由形競技とする。(4.1.1)

4.1.2 競技者はコースを遵守し、全てのターンブイを正しい順序と方向でコースラインに沿って泳ぎ、コース境界を越えてはならず、全コースを完泳しなければならない。競技者は不当な利点を得るために他の競技者に干渉してはならず、競技役員の指示に従わなければならない。(4.1.2)

4.1.2.1 競技規則第4条1.2に定める目的において、「コース境界」にはコースの外側の限界及び安全が担保されているエリアを遵守すること、ならびには中間ゲート(使用されている場合)とフィニッシュエリアの通過が含まれる。コース境界を超過した競技者・遵守しない競技者は、当該競技から失格となる場合がある。(4.1.2.1)

4.1.2.2 競技者がターンブイまたは中間ゲート(使用されている場合)を通過しなかった場合、以下の全ての条件を満たす場合にかぎり、正しいコースに戻ることを許可される。(1)安全が確保されていると判断されること(2)他の競技者の妨げとならないこと(3)次のターンブイに到達する前に修正が行われること(4)その誤りによって不当な利点を得ていないこと。(4.1.2.2)

4.1.3 競技中、競技者はコースを泳いで進まなければならない、歩く、走る、または跳ぶことは禁止される。(4.1.3)

4.1.4 競技中、競技者は固定物または浮遊物(水面下の地面に立つ場合を除く)からの支援を受けてはならず、意図的に水上艇や水上艇に乗船する者(競技者が危険な状態にあり、競技医療チームのメンバーによる救護を受けている場合を除く)に触れてはならない。(4.1.4)

4.1.4.1 競技者が医療上の理由によらない意図的な支援を受けた、または意図的な支援を促したことで第4条1.4に違反したと競技役員が判断した場合、その行為を直接審判長に報告する。審判長の判断により、当該競技者は失格となる。(4.1.4.1)

4.1.5 競技に参加していない者が水中に進入し、ペースメーカーとして競技者を支援することは禁止する。これに違反した場合、審判長や違反を目撃した審判員の権限により、レッドフラッグが提示される。(4.1.5)

4.1.6 水上艇による競技者のペース配分またはスリップストリームは認められない。(4.1.6)

4.1.7 審判長は、水上艇によるペース配分またはスリップストリームにより不当な利点を得ていると判断した競技者に対し、離れるよう指示する。(4.1.7)

4.1.7.1 競技者が、レース審判員から離れるよう指示を受けた後も競技規則第4条1.6・第4条1.7に違反し続けていると審判長が判断した場合、当該競技者には競技規則の第4条2.1.1に規定するイエローフラッグが提示される。(4.1.7.1)

4.1.8 各競技者は、両手首に1つずつ計2つのマイクロチップトランスポンダーを装着してレースを開始しなければならない。レース中に競技者がマイクロチップトランスポンダーを紛失した場合(またはマイクロチップトランスポンダーが手首から外れ

- た場合)、レース審判員またはその他の競技役員は直ちに審判長に報告する。審判長は、担当競技役員に対し、当該競技者に代替のマイクロチップトランスポンダーを発行するよう指示する。代替マイクロチップトランスポンダーの受領が義務付けられるのは、両方のマイクロチップトランスポンダーを紛失した場合に限る。(4.1.8)
- 4.1.9 少なくとも1つのマイクロチップトランスポンダーを手首に装着した状態でレースを終えなかった競技者は、失格とする。(4.1.9)
- 4.2 不正行為 (4.2)
- 4.2.1 警告 (4.2.1)
- 4.2.1.1 任命された競技役員は、水上であれ水上でなくとも、競技者や監督コーチの行動が警告を必要とするものと判断した場合、口頭や視覚による警告を発することができる。(4.2.1.1)
- 4.2.1.2 競技役員は警告を記録し、必要と判断した場合は審判長に通知する。(4.2.1.2)
- 4.2.2 イエローフラッグまたはレッドフラッグの提示 (4.2.2)
- 4.2.2.1 競技中に競技者や監督コーチが競技規則を違反したと審判長や審判員が判断した場合、当該競技者にイエローフラッグまたはレッドフラッグの提示をする(4.2.2.1)
- 4.2.2.2 ビデオアシスタントレフェリー (VAR) システムが使用されている場合、任命されたビデオレビュー審判員は、自ら目撃した規則違反を記録し、審判長に報告する。(4.2.2.2)
- 4.2.2.3 競技中に競技者が規則違反を犯し、最初のイエローフラッグ対象となった場合、審判長または任命された審判員は、可能なかぎりイエローフラッグを掲げ、競技者の番号が記載されたカードを提示して最初の違反を示す。この違反は記録され、全ての競技役員に通知される。(4.2.2.3)
- 4.2.2.4 初回のイエローフラッグの提示は、当該競技者が競技規則の特定条項に違反したことを示す警告となる。(4.2.2.4)
- 4.2.2.5 競技中に競技者が2度目の規則違反を犯した場合、審判長または指名された審判員は、可能なかぎりレッドフラッグを掲示し、当該競技者の番号が記載されたカードを提示して2度目の違反を示す。当該競技者は即時失格となるか、または審判長の判断により、競技規則第2条5.7に従いレース終了時に失格が宣告される場合がある。違反は記録され、全ての競技役員に通知される。(4.2.2.5)
- 4.2.2.6 審判長または審判員が、競技中に競技者（またはその競技者伴走船もしくは監督コーチ）が、水中の競技者や競技運営に影響または妨害を与える「スポーツマン精神に反した行為」を行ったと判断した場合、当該競技者は直ちに失格となる。審判長または審判員は、可能な場合、レッドフラッグを掲げ、当該競技者の番号が記載されたカードを示す。違反行為は記録され、全ての競技役員に通知される。(4.2.2.6)
- 4.2.2.7 競技規則の第4条2.2.5または第4条2.2.6に基づき失格となった競技者は、直ちに退水し、レースへの参加を停止しなければならない。審判長または審判員は、腕を胸の前で交差させる合図により、当該競技者が競技を継続できず退水する必要があることを示す。(4.2.2.7)
- 4.2.3 「スポーツマン精神に反した行為」とは、以下を含む。(4.2.4)
- 4.2.3.1 競技中または競技外を問わず、競技者、競技者伴走船、または監督コーチによる意図的な暴力的身体的行為。(4.2.4.1)
- 4.2.3.2 競技中に競技者が他の競技者を意図的に押す、引っ張る、または掴む行為。(4.2.4.2)
- 4.2.3.3 競技者がフィニッシュエリアを規定するブイやマーカーに他の競技者を押しつけるような、意図的な身体接触させる行為。(4.2.4.3)

- 4.2.3.4 競技者が他の競技者がフィニッシュ板に触れることを妨害または阻止する行為。(4.2.4.4)
- 4.3 競技者伴走船 (4.3)
 - 4.3.1 各競技者伴走船には、レース審判員1名、監督コーチ1名、および競技者伴走船を安全に運航するために必要な最小限の乗組員を乗船させること。(4.3.1)
 - 4.3.2 競技者伴走船は、いかなる競技者の前方を直接塞いだり、競技者の前方に位置してはならない。また、競技者をペーシングしたりスリップストリームを利用させたりして不当な利点を得ないようよう操船しなければならない。(4.3.2)
 - 4.3.3 競技者伴走船は、競技者を競技者伴走船の中央またはその前方位置に配置できるよう、一定の位置を維持することを努めなければならない。(4.3.3)
 - 4.3.4 各競技者伴走船は、競技者番号及び当該競技者のチーム旗を、競技者伴走船の両側から明確に視認できる状態で表示しなければならない。(4.3.4)
- 4.4 レース中の給水 (4.4)
 - 4.4.1 競技者がフィーディングプラットフォームまたは競技者伴走船から栄養物を受け取る場合、生分解性容器に入れられたものを手渡しまたは給水竿で受け取らなければならない。(4.4.1)
 - 4.4.2 競技者は、水着内部を含め、競技中にジェルやその他の包装された栄養補給物を携帯してはならない。(4.4.2)
 - 4.4.3 競技者はフィーディングプラットフォームまたはエスコートクラフトから投げられた栄養物(その他の物も含む)を受け取ってはならない。(4.4.3)
 - 4.4.4 給水竿を使用する場合、その長さは5メートルを超えてはならない。給水竿には、1つのチーム旗を除き、ロープ、ワイヤー、または物体を吊り下げたり取り付けたりしてはならない。チーム旗のサイズは30cm×20cmを超えてはならず、硬い縁や重りその他の物品が追加されていない布製でなければならない。(4.4.4)
 - 4.4.5 第1招集時において承認されていない給水竿の使用は禁止される。登録された給水担当者が未承認の給水竿を使用した場合、当該競技者は競技から失格となる可能性がある。(4.4.5)
 - 4.4.6 フィーディングプラットフォーム上または競技者伴走船内における、給水担当者による競技者へのコーチングは許可される。笛の使用は認められない。(4.4.7)
- 4.5 制限時間 (4.5)
 - 4.5.1 1位の競技者がフィニッシュしてから5kmごとに10分、最大60分を制限時間とする。(4.5.1)
 - 4.5.2 制限時間内にフィニッシュできなかった競技者は、退水処分となり制限時間超過(OTL)として記録される。ただし、審判長が認めた場合にかぎり、そのままフィニッシュまで泳ぎ続けてもかまわない。その場合はフィニッシュまで泳いでも記録や順位は残らず、ポイントや賞金も受け取ることはできない。(4.5.2)
- 4.6 緊急中止 (4.6)
 - 4.6.1 審判長は、安全対策マニュアルに従い、すべての緊急中止を運営する。(4.6.1)
 - 4.6.2 10km以下のレース場合、可能なかぎり速やかにレースを最初から再スタートさせる。緊急中止前に1名以上の競技者がレースを完泳している場合、既に完泳した競技者を考慮して最終順位を審判長が報告する。(4.6.2)
 - 4.6.3 10km超のレースの場合、最終順位は審判長から発表される。もしレース時間が2時間を経過していなければ、できるだけ早くレースを始めからやり直す。(4.6.3)

第5条 フィニッシュ（5）

- 5.1 安全または運営上の理由により特に許可された場合を除き、水上艇はフィニッシュエリアに入ってはならない。(5.1)
- 5.2 着順審判員および計時員は、常にフィニッシュを監察できる位置に配置される。その区域は着順審判員および計時員の専用区域とする。(5.2)
- 5.3 フィニッシュ板を使用する場合、各競技者はフィニッシュ板に触れてレースを終えなければならない。フィニッシュ板に触れなかった競技者は失格となる。(5.3)
- 5.4 フィニッシュ板を使用しない場合、各競技者はフィニッシュラインを泳いで通過してレースを終えなければならない。順位は、各競技者の身体が最初にフィニッシュラインを通過した時点で決定される。(5.4)
- 5.5 フィニッシュエリアで競技者が規則に違反した場合、審判長の判断により、その競技者は失格となることがある。(5.5)
- 5.6 フィニッシュエリアで競技者の規則違反が発生した場合、審判長は競技規則第2条21.4に基づき、判定審判員と連携して失格を宣告する。(5.6)
- 5.7 審判長は、自動計測装置によって記録された結果、または競技規則第11条4に従い、着順審判員によって記録された順位およびフィニッシュのビデオが使用されている場合にはその録画に基づいて出された結果で、最終順位を決定する。(5.7)
- 5.8 レース後の支援 (5.8)
- 5.8.1 関係者は全員、競技者伴走船の監督コーチが、競技者が水から上がる際に競技者伴走船から競技者のもとへ移動できるようにする。(5.8.1)
- 5.8.2 一部の競技者は、退水時または退水後に支援を必要とする場合がある。競技役員、競技者、監督コーチ、その他の者は、競技者が支援を求めたりしないかぎり、競技者に触れてはならない。(5.8.2)
- 5.8.3 退水時、各競技者は医事救護員による検査と診察を受ける可能性がある。診察中に競技者が座れる椅子を用意すること。医事救護員による許可を得た後、競技者はADカードを返却され、栄養物の接種することができる。(5.8.3)

第6条 チーム競技（6）

- 6.1 チーム競技は下記の通り実施する (6.1)
- 6.1.1 各リレーチームは4名の競技者で構成されなければならない。(6.1.1)
- 6.1.2 各チームの先頭競技者は、競技規則第3条に従い同時に一斉にスタートする。(6.1.3)
- 6.1.2.1 プラットフォーム上のスタート位置は、競技規則第3条1.2に従い抽選により決定する。(6.1.3.1)
- 6.1.2.2 水中スタートの場合、スタートは競技規則第3条1.3に従って行う。(6.1.3.2)
- 6.1.3 チームの各競技者は1.5kmコースを1周完泳しなければならない。(6.1.4)
- 6.1.4 レースは競技規則第3条に従い開始し、競技規則第4条に従い実施する。フィニッシュは競技規則第5条に従い実施する。(6.1.5)
- 6.1.5 チーム内の各競技者は連続して泳がなければならない。チームメンバーは任意の順序で泳ぐことができる。順序は事前に提出したリレー順のおりに泳がなければならない。(6.1.6)
- 6.1.5.1 リレーチームのメンバーが提出した順序以外で泳いだ場合、チームは失格となる。(6.1.6.1)

- 6.1.6 リレーの引き継ぎ (6.1.7)
- 6.1.6.1 引き継ぎは引き継ぎゾーン内で行わなければならない。引き継ぎゾーンは出場チーム数に見合った十分な広さを有し、長さは最低 5 メートルでなければならない。(6.1.7.2)
- 6.1.6.2 競技者は、自身が関与する交代が直前に迫った場合のみ交代ゾーンに入ることが許される。チームの競技者が水中において交代ゾーンに接近する際、そのチームの次の競技者は、他の競技者や競技者のフィニッシュ視界を妨げることなく交代ゾーンに入ることができる。(6.1.7.3)
- 6.1.6.3 リレー交代プラットフォームを使用する場合 (6.1.7.4)
- 6.1.6.3.1 水中の競技者がリレー交代プラットフォームに触れて自身の距離を完了するまで、次の競技者の足はリレー交代プラットフォームに接触したままでなければならない。(6.1.7.4.1)
- 6.1.6.3.2 次に競技する競技者は、リレーチェンジオーバープラットフォーム上でチームに割り当てられたスタート位置から飛び込み、水中に進入しなければならない。(6.1.7.4.2)
- 6.1.6.4 リレーの交代プラットフォームを使用しない場合 (6.1.7.5)
- 6.1.6.4.1 両競技者が水中にいる状態で交代が行われる。チームの競技者が水中で交代ゾーンに接近すると、次の競技者は水中に進入することができる。(6.1.7.5.1)
- 6.1.6.4.2 競技者が次の泳者と接触するまで、次泳者は少なくとも片手をプラットフォームに接触した状態でなければならない。(6.1.7.5.2)
- 6.1.6.4.3 両競技者の接触は手や前腕で、水面上で行わなければならない。(6.1.7.5.3)
- 6.1.6.5 泳ぎ終えた競技者は、安全が確認され競技役員の指示に従った上で、直ちに退水しなければならない。(6.1.7.6)

第7条 3km ノックアウトスプリント (7)

- 7.1 競技形式 (7.2)
- 7.1.1 3km ノックアウトスプリントは、第1ラウンド、第2ラウンド、第3ラウンドの3ラウンドで構成される。(7.2.1)
- 7.1.2 競技者は第1ラウンドから第2ラウンドへ、第2ラウンドから第3ラウンドへそれぞれ勝ち上がる必要がある (7.2.2)。
- 7.1.3 3レースは競技規則の第3条・第4条・第5条に従って実施される。(7.2.3)
- 7.1.4 第2ラウンド及び第3ラウンドのスタート時刻は、審判長が、任命された計時員と協議して決定する。計時員は審判長を補佐し、スタートの管理を行う。(7.2.4)
- 7.2 第1ラウンド (7.3)
- 7.2.1 競技距離は 1500 メートルとする。(7.3.1)
- 7.2.2 エントリーリストは、監督者会議に先立ち実行委員会により公表される。(7.3.2)
- 7.2.3 実行委員会は、受け付けたエントリー数に基づき予選ヒートの数を決定する。(7.3.3)
- 7.2.4 第1ラウンドの各ヒートにおいて上位 10 名の競技者が、第2ラウンドへの出場資格を得る。(7.3.5)
- 7.2.5 第1ラウンドのいずれかの予選で 10 位が同着となった場合、同着の全競技者が第2ラウンドへの出場権を獲得する。(7.3.6)
- 7.2.6 第1ラウンドが 1 ヒートのみの場合、上位 20 名の競技者が第2ラウンドへの出場権を獲得する。(7.3.7)

- 7.2.7 第2ラウンドへの出場資格を得ていた競技者が失格または棄権した場合、同一ヒートで次点の競技者が第2ラウンドへの出場資格を得る。(7.3.8)
- 7.2.8 第2ラウンドへの出場資格を得ていた競技者が、出場を希望しない場合、第1ラウンドで最終出場資格を得た競技者のフィニッシュ後5分以内に正式に棄権手続きを行わなければならない。(7.3.9)
- 7.3 第2ラウンド (7.4)
 - 7.3.1 競技距離は1000メートルとする。(7.4.1)
 - 7.3.2 第2ラウンドは準決勝として実施する。第2ラウンドでは、最低1ヒート、最大2ヒートを実施する。(7.4.2)
 - 7.3.3 第1ラウンド最終ヒートの最終予選通過競技者がレースを終えた後、第2ラウンド第1ヒート開始まで最低8分の間隔を設ける。(7.4.3)
 - 7.3.4 審判長は、特別な事情があると認められる場合、この間隔を調整することができる。(7.4.4)
 - 7.3.5 第1ラウンドの結果に基づき、競技の均衡が保たれるように競技者を各ヒートに割り当てる。(7.4.5)
 - 7.3.6 第2ラウンドが1ヒートのみの場合、第2ラウンドの上位10名の競技者が第3ラウンドへの出場資格を得る。(7.4.6)
 - 7.3.7 第2ラウンドが2ヒートある場合、各ヒートの上位10名の競技者が第3ラウンドへの出場資格を得る。(7.4.7)
 - 7.3.8 第3ラウンドへの出場資格を得た競技者が失格または棄権した場合、同一ヒートで次点の競技者が第3ラウンドへの出場資格を得る。(7.4.8)
 - 7.3.9 第3ラウンドへの出場資格を得た競技者が、出場を希望しない場合、第2ラウンドで最終出場資格を得た競技者がフィニッシュしてから5分以内に正式に棄権手続きを行わなければならない。(7.4.9)
- 7.4 第3ラウンド (7.5)
 - 7.4.1 競技距離は500メートルとする。(7.5.1)
 - 7.4.2 第3ラウンドは決勝として実施する。レースは1レースのみとする。(7.5.2)
 - 7.4.3 第2ラウンド最終組の最終予選通過競技者がレースを終えた後、第3ラウンド開始まで最低5分間の間隔を設ける。(7.5.3)
 - 7.4.4 審判長は、特別な事情があると認められる場合、この間隔を調整することができる。(7.5.4)
- 7.5 違反行為 (7.6)
 - 7.5.1 競技者が第1ラウンドまたは第2ラウンドにおいて第4条2.1.1に基づき最初の違反通知を受けた場合、当該通知は当該競技者が予選通過した3kmノックアウトスプリント競技のその後の全ラウンドにおいて有効となる。(7.6.1)
- 7.6 異議申立て (7.7)
 - 7.6.1 第1ラウンドで異議申立てがなされた場合、当該異議申立ての対象となる競技者は、「異議申立て対象」として第2ラウンドに出場する。異議申立て対象として出場する競技者は、第3ラウンドに出場するためには第2ラウンドで予選通過しなければならない。(7.7.1)
 - 7.6.2 第2ラウンドから異議申立てがなされた場合、当該異議申立ての対象となった競技者は、「異議申立て対象」として競技を行う。(7.7.2)
 - 7.6.3 競技規則第7条6.1または6.2に基づく事案においては、ラウンド進出資格の欠如を直接争う上訴を行った競技者のみが「上訴中」の状態で開催に参加することが認められる。審判長は、異議申立ての内容に基づき、当該異議が競技者の次のラウンド進出資格に影響を与えるか否かについて予備的判断を行う。競技者の予選通過状況に関係しない異議申立ては、当該競技者が「異議申立て中」として競技する権利を付与しない。(7.7.3)

- 7.6.4 上訴中に出場した競技者が第3ラウンドへの進出資格を得た場合、予定出場者数を維持するために必要に応じて、次点の競技者（複数いる場合は全員）が進出資格を得る。(7.7.4)
- 7.6.5 全ての上訴は第3ラウンド終了後に審議される。(7.7.5)
- 7.6.6 異議申し立てが無効と判断された場合、または却下された場合、異議申し立て対象競技者の「異議申し立て対象」で達成した成績は抹消される。(7.7.6)
- 7.6.7 異議申し立てが認められた場合、その結果に基づく対応策は個別に決定される。(7.7.7)

第8条 年齢区分規則および出場資格（8）

- 8.1 競技者は当該大会開催年の12月31日時点で少なくとも14歳以上でなければならない。(8.1)

第9条 水着、技術、ウェアラブル機器（10）

- 9.1 水温18.0°C以上のOWS競技において、競技者は、1着の水着（ワンピースまたはツーピース。ウェットスーツを除く。競技規則第9条3に従う）を着用しなければならない。競技開始時には、キャップ1個または2個を着用しなければならない。また、ゴーグルを着用することができ、ノーズクリップの着用や耳栓の使用が認められる。(10.1)
- 9.2 水温18.0°C未満のOWS競技において、競技者はウェットスーツを着用しなければならない。さらに1個または2個のキャップを着用してレースを開始しなければならない。また、ゴーグルを着用することができ、ウェットスーツの下に着用できる水着は1着のみとする。(10.2)
- 9.3 水温が18.0°Cから20.0°Cの間であり、安全担当員者および医事救護員の勧告に基づき審判長が競技者にとって危険な状況と判断した場合、審判長は全競技者にウェットスーツ着用を義務付けられる。(10.3)
- 9.4 競技者は、皮膚にグリース、潤滑剤、または類似の物質を塗布して競技に参加することが認められる。ただし、その量が審判長により過剰と判断されない場合に限る。(10.4)
- 9.5 スタート時およびレース中は、競技者は爪を短く切り揃え、時計を含むいかなる装飾品も着用してはならない。(10.5)
- 9.6 競技規則第9条で許可される水着、テープ、技術機器、ウェアラブル機器を除き、競技中に競技者の速度、浮力、持久力を助長する可能性のある装置や水着（例：水かき手袋、足ひれ、フィンなど）の使用または着用は禁止する。(10.6)
- 9.7 チーム種目においてチームの一員として競技する競技者は同一の色のチームキャップを着用しなければならない。(10.7)
- 9.8 技術機器 (10.8)
 - 9.8.1 ドローン、GPS、生体医療センサー、またはマイクロチップトランスポンダーを介して血圧、体温、ストローク数、呼吸数を含む生理データを記録する装置などの技術機器は、実行委員会による事前の承認を得る必要がある。その技術機器は、かつ大会開催日にAQUA公認OWSウェアラブル機器リスト（AQUAウェブサイトに掲載）に掲載されていること。(10.8.1)
 - 9.8.2 競技者は、データ収集のみを目的として自動データ収集装置の使用が許可される。当該装置は、競技者へのデータ・音声・信号の送信機能を有してはならず、受信に使用されてはならない。さらに、競技者の速度・浮力・持久力を補助する機能を有

してはならない。(10.8.2)

- 9.8.3 技術機器またはウェアラブルを装着する競技者は、第1招集時に当該機器を申告しなければならない。技術機器やウェアラブルの申告を怠った場合、当該競技からの失格となる。(10.8.3)

第10条 競技中の競技者の識別(11)

- 10.1 各競技者は、以下の通り競技者番号を表示する(11.1)
- 10.1.1 背中の上部、両肩甲骨の上に水平に、各番号は高さ100mm×幅60mmとする。(11.1.1)
- 10.1.2 腕には縦向きに、各番号は高さ100mm×幅60mmとする。(11.1.2)
- 10.1.3 手には手首の付け根まで水平に、数字表示をする。(11.1.3)
- 10.1.4 数字は、競技役員が容易に識別できるよう、基底面(例:ウェットスーツ、肌色)と対照的な色(例:黒・白)で明瞭に表示されなければならない。競技者の手や全身ウェットスーツにマーカーペンで数字を表示することは許可される。(11.1.4)

第11条 OWS施設・機器(12)

- 11.1 OWS競技には以下の施設が必要である(12.1)
- 11.1.1 スタート台、フィーディングプラットフォーム、リレーチェンジ台、ターンブイ、および折返審判艇は、確実に固定され、潮汐、風、その他の動きの影響を受けないこと。(12.1.1)
- 11.1.2 スタート台(12.1.2)
- 11.1.2.1 スタート台の長さは、「競技者数 × 60 cm」+「スタート台の両側各5メートル」とする。(12.1.2.1)
- 11.1.2.2 スタート台には幅60cmの競技者スタートスペースを明示し、各スペースには昇順の番号を付与する。番号「1」はスタート台入口から最も遠い位置に配置する(12.1.2.2)
- 11.1.2.3 スタート台は、スタート前の必要な動作を行うのに十分な幅を有し、かつスタート時の競技者及び競技役員の体重を支えるのに十分な設計及び構造でなければならない。(12.1.2.3)
- 11.1.3 フィニッシュ(12.1.3)
- 11.1.3.1 フィニッシュエリアは、コース境界を構成する特徴的な色のマーカーで明確に定義されなければならない。(12.1.3.1)
- 11.1.3.2 フィニッシュエリアは、フィニッシュ板に近づくにつれて狭くなる水平マーカーの列で明確に表示されなければならない。(12.1.3.2)
- 11.1.3.3 フィニッシュ装置は、明確に定義された垂直向きのフィニッシュ板でなければならない。幅が少なくとも5メートルの垂直向きのフィニッシュ板とし、風、潮、または競技者がフィニッシュ板に接触する力によって移動しないよう確実に固定されなければならない(必要に応じて、フィニッシュ板は浮力装置に固定してもよい)。フィニッシュ板の底面は、実行委員会、安全担当員、および審判長との合意がないかぎり、水面から500mm以上700mm以下に設置されるものとする。(12.1.3.3)
- 11.1.3.4 スローモーション及び再生機能を備えた映像システム(計時装置を含む)により、フィニッシュ板の両端及び上空からフィニッシュを撮影・記録しなければならない。(12.1.3.4)
- 11.1.3.5 ビデオ・アシスタント・レフェリー(VAR)が使用される競技会においては、フィニッシュ板の両端に追加カメラを設置し、フィニッシュエリアの入口から、

フィニッシュエリアの幅全体を連続的に撮影・記録しなければならない (12.1.3.5)

1 1.1.4 コースの折り返し (12.1.4)

1 1.1.4.1 コースの折り返しは明確に示されなければならない。ターンブイは、誘導ブイとは異なる色でなければならない。可能なかぎり、折り返し地点での混雑を緩和するため、スタートから最初の折り返しブイまでの距離は長くする。(12.1.4.1)

1 1.1.4.2 各ターンブイでは、折り返し審判員が、競技者の視界を妨げない位置に、明確に標示された船舶またはプラットフォーム上に配置される。(12.1.4.2)

1 1.1.5 フィーディングプラットフォーム (12.1.5)

1 1.1.5.1 フィーディングプラットフォームは、プラットフォームおよびその上で作業する給水者ならびに競技役員の安全な運用に十分な大きさおよび浮力を有していなければならない。実行委員会が事前にローカルルールを適用しないかぎりフィーディングプラットフォームの長さは、「給水者数 × 60 cm」 + 「5メートル」とする。フィーディングプラットフォームの幅は、競技者の給水のための保管および準備を可能にする十分な広さであり、全給水者を収容できる十分なスペースを確保しなければならない。給水者と競技役員のフィーディングプラットフォームへのアクセスは、可能なかぎりコースの外側から行うこと。(12.1.5.1)

1 1.2 水質条件 (12.2)

1 1.2.1 主催者は、適切な地域の保健安全当局から会場の使用適格証明書を取得しなければならない。この証明書は、水質と、その他のリスクからの競技者の身体的安全性を明記しなければならない。(12.2.1)

1 1.2.2 コース上のいかなる地点においても、水深は少なくとも 1.40 メートル以上でなければならない。(12.2.2)

1 1.2.3 水温は 16.0°C 以上、最高 31.0°C 以下とする。(12.2.3)

1 1.2.3.1 水温は、任命された審判員、実行委員会、および競技に参加するチームの代表者（監督者会議で指名される）で構成されるメンバーによって測定される。(12.2.3.1)

1 1.2.3.2 水温は、競技開始の 2 時間前に、コース周辺の 3 地点において水深 40cm の地点で測定する。水温は、測定された 3 地点の平均値として記録する。(12.2.3.2)

1 1.2.3.3 水温が 16.0°C 未満または 31.0°C 超と測定された場合、審判長は任命された安全担当員および医事救護員と協議の上、状況と条件に応じて、水温の再測定の要否及びその時期、競技開始の遅延の要否、ならびに競技の延期や中止の要否を決定するものとする。(12.2.3.3)

1 1.2.3.4 全レースにおいて、安全担当員はレース開始 10 分前、およびレース開始後 30 分間隔で、実行委員会が選定した位置においてレース終了まで水温を測定する。全ての測定値と位置は記録され、審判長および医事救護員に伝達される。(12.2.3.4)

1 1.2.3.5 レース中の水温が 16.0°C 未満または 31.0°C 超と測定された場合、審判長の判断によりレースを継続し、30 分後に再度水温を測定する。水温が 16.0°C 未満または 31.0°C 超の状態が続く場合、審判長は競技を中止し、競技規則第 4 条 6 の手順に従う。水温が 16.0°C 以上 31.0°C 以下となった場合にかぎり、競技は再開される。競技再開の決定は、競技規則第 1 1 条 2.3.4 に従い、審判長の判断に委ねられる。(12.2.3.5)

1 1.2.3.6 競技を再開する前に、審判長は競技規則第 4 条 6 に規定された条件が満たされていることを確認する。(12.2.3.6)

1 1.3 自動計測装置機器が使用される OWS 競技会には、以下の機器が必要である (12.3)

1 1.3.1 自動計測装置と連動してレースの計時および中間タイムを提供するマイクロチップトランスポンダー。マイクロチップトランスポンダーは、1/10 秒単位の精度でタイムを記録する。(12.3.1)

- 1 1. 3. 2 自動計測装置の使用の有無にかかわらず、競技規則の第 1 1 条 4 に従い、全競技者のタイムを計測・記録するための十分な数の計時員および時計。(12. 3. 2)
- 1 1. 3. 3 自動計測装置。(12. 3. 3)
 - 1 1. 3. 3. 1 自動計測装置は、各競技者がコースを完泳した時刻と順位を記録する。これらの順位およびフィニッシュの映像記録に基づき、審判長が優勝者および全順位を決定する。(12. 3. 3. 1)
 - 1 1. 3. 3. 2 自動計測装置の作動により記録されたタイム及び決定された順位は正確であると推定され、着順審判員及び計時員により記録されたタイムと決定された順位よりも優先される。(12. 3. 3. 2)
 - 1 1. 3. 3. 3 自動計測装置の故障または不具合が発生した場合、または競技者が自動計測装置をなくした場合、審判長は競技規則第 1 1 条 4 の手順に基づき、影響を受けた競技者の公式タイムおよび順位を決定する。(12. 3. 3. 3)
- 1 1. 3. 4 中間ゲートを 1 つ以上使用する場合、競技者たちがコースから逸脱する必要がないよう、コース上に設置し、水面での幅が 6 メートル以上でなければならない。(12. 3. 4)
- 1 1. 4 自動計測装置を使用しない場合、または自動計測装置を使用したが発故障した場合の手順 (12. 4)
 - 1 1. 4. 1 自動計測装置を使用しない場合、審判長は下記の手順で記録を決定する (12. 4. 1)
 - 1 1. 4. 1. 1 競技者がコースを完泳するまでの時間は、3 名の計時員により 1/10 秒単位で記録される。当該競技者の公式記録時間は下記の手順で決定される (12. 4. 1. 1)
 - 1 1. 4. 1. 1. 1 3 名の計時者のうち 2 名が同一の記録を、残る 1 名が異なる記録をした場合、同一の記録を競技者の公式記録とする。(12. 4. 1. 1. 1)
 - 1 1. 4. 1. 1. 2 3 名全員が異なる記録をした場合、中間記録を示した計時者の記録を競技者の公式記録とする。(12. 4. 1. 1. 2)
 - 1 1. 4. 1. 1. 3 3 台の時計のうち 2 台のみが作動し異なる時間を記録した場合、記録された 2 つの時間の平均値が競技者の公式記録として記録される。この計算結果が 100 分の 1 秒単位で表される場合、末尾の桁は記録されない。(12. 4. 1. 1. 3)
 - 1 1. 4. 1. 1. 4 3 台の時計のうち 1 台のみが作動した場合、その時計に記録された時間が使用される。3 台全てが作動しない場合、審判長は公式タイムなしで競技者の順位を決定する。(12. 4. 1. 1. 4)
 - 1 1. 4. 1. 1. 4 3 台の時計のうち 1 台のみが作動した場合、その時計に記録された時間が使用される。3 台全てが作動しない場合、審判長は公式タイムなしで競技者の順位を決定する。(12. 4. 1. 1. 4)
 - 1 1. 4. 2 自動計測装置を使用した場合、1 名以上の競技者の順位や時間が記録されなかった場合、審判長は以下を行う (12. 4. 2)
 - 1 1. 4. 2. 1 自動計測装置が記録した全記録と順位、および計時員が記録した全記録と順位を照合する。(12. 4. 2. 1)
 - 1 1. 4. 2. 2 レースの公式順位を以下の通り決定する (12. 4. 2. 2)
 - 1 1. 4. 2. 2. 1 各競技者の順位は、レース終了時の映像記録に基づき審判長が判定する。(12. 4. 2. 2. 1)
 - 1 1. 4. 2. 2. 2 競技規則第 1 1 条 4. 2. 2. 1 に従い、自動計測装置により記録されたタイム及び順位を有する競技者は、同一レースにおいて自動計測装置により記録されたタイム及び順位を有する他の競技者との相対的な順位を保持しなければならない。(12. 4. 2. 2. 2)
 - 1 1. 4. 2. 2. 3 自動計測装置により記録されたタイムはあるが順位がない競技者については、その順位は競技規則の第 1 1 条 4. 2. 2. 1 に規定する方法により決定される。(12. 4. 2. 2. 3)
 - 1 1. 4. 2. 2. 4 自動計測装置による記録が時間・順位ともに存在しない場合、当該競技者の順位は、着順審判員による順位に基づき、審判長が判定する。(12. 4. 2. 2. 4)
 - 1 1. 5 ビデオアシスタントレフェリー (VAR) (12. 5)

- 1 1. 5. 1 ビデオ・アシスタント・レフェリー（VAR）とは、公認の競技役員から審判長に報告された違反行為に関する判断を支援する手段として、レース終了後に審判長が分析するために画像を収集・検証するシステムである。（12. 5. 1）

第12条 抗議

- 1 次の場合、競技に関する抗議ができる。
 - (1) 規則や競技会における規定が、順守されていなかった場合。
 - (2) 発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。
 - (3) 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。
- 2 抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。
 - (1) 所属チームの責任者が
 - (2) 審判長に対して
 - (3) 結果掲示後 30 分以内に
 - (4) 本連盟規定の書式で
 - (5) 預かり金 5 万円を添えて
- 3 競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。
- 4 提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は抗議を棄却した場合、理由を説明しなければならない
- 5 チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、上訴審判団に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本連盟（主催団体）に徴収される。
- 6 上訴審判団は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。上訴審判団が設置されていない大会においては、本連盟もしくは加盟団体に任命された大会総務が裁定をする。競技役員は上訴審判員を兼務することはできない。
- 7 上訴審判団が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本連盟（主催団体）に徴収される。

第13条 その他

- 1 競技者は、本連盟または加盟団体の特別な承認がないかぎり、本連盟の競技者資格規程により登録された競技者に限られていなければならない。
- 2 すべての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程」に違反する物品を競技場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体になってはならない。
 - (1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。
 - (2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。

- 3 公式競技会および公認競技会に出場する場合は、競技会出場に対する誓約書を提出しなければならない。誓約書には提出する日の日付を記入し、かつ競技者本人による署名または捺印を必要とする。競技会当日において未成年者の競技会出場には、競技者本人のほか、保護者による署名または捺印を必要とする。

附 則

本規則は 2026 年（令和 8）年 7 月 1 日以降開催される競技会に適用される。

公益財団法人 日本水泳連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE8 階

電 話 03-6812-9061

FAX 03-6812-9062